

磐田市こども医療費助成制度

磐田市では、高校生年代(18歳年度末)までの、こどもの通院・入院に係る医療費の助成をしています。対象者は、磐田市の住民基本台帳に記載され、健康保険に加入しているこどもです。

平成30年10月診療分から高校生年代も対象となりました。中学生までと高校生年代では、助成内容が異なります。

<助成内容>

対象年代	種別	自己負担額（保険診療分のみが対象）
中学生まで (0歳から15歳年度末まで)	通院	無料
	入院	無料 ※ 食事療養費も助成対象とする
高校生年代 (15歳になった翌日以後の最初の 4月1日から18歳年度末まで)	通院	1回 500円 ※ 500円未満の場合はその金額
	入院	1日 500円 ※ 食事療養費は助成対象外

* 保険診療以外の診療費や経費は助成対象外です

(特定初診料・入院証明書料・健診代・予防接種代・差額ベッド代・個室料・おむつ代 など)

* 第三者行為(交通事故等)による傷病に係る医療費は助成対象外です

* 健康保険などからの高額療養費や給付金は助成額から除きます

1 助成を受けるには

県内の医療機関や薬局で、毎回必ず「こども医療費受給者証」と「健康保険証」を一緒に提示してください。ただし、以下の場合は、**2 医療費の払い戻し(償還払い)**を参考に、**診療(支払)月の翌月以降に**、裏面の申請窓口で手続きを行ってください。**申請ができる期間は受診日から1年以内、同月分はまとめて申請**してください。

- ① 県外の医療機関等で受診したとき
- ② こども医療費受給者証を提示しないで受診したとき
※健康保険証も提示しなかった場合(窓口で10割を支払った場合)は、事前に保険者(加入している健康保険)に申請し、7割分又は8割分の返金を受けてから、市へ申請してください。
- ③ 保険適用となる補装具を作成したとき
- ④ 育成医療等の公費負担医療を受けて一部負担金を支払ったとき

2 医療費の払い戻し(償還払い) ※申請月の翌月末に指定口座に振り込みます。

持ち物: ①印鑑(スタンプ印不可)、②医療費の領収書(レシート不可)、③保護者(受給者)名義の預金通帳(ゆうちょ銀行以外)、④こども医療費受給者証、⑤こどもの健康保険証、⑥公費負担医療の場合はそれを証する書類(受給者証、管理票等)

※ 以下の場合、上記以外に持ち物があります

(注1) 健康保険証を持たずに受診した場合(窓口で10割を支払った場合)

保険者(加入している健康保険)から7割分又は8割分の返金を受けた後に、**保険者からの返金額が分かるもの(支給決定通知等)**を上記持ち物(①~⑤)に加えてお持ちください。

(注2) 保険適用となる補装具の払い戻し申請

上記持ち物(①~⑤)に加え、**医師の指示書、保険者からの給付金額が分かるもの(支給決定通知書等)**が必要です。(保険者に指示書、領収書の原本を提出する場合は、コピーをとっておいてください。)

3 学校、保育園、幼稚園、こども園でケガをして受診した場合は？

学校、保育園、幼稚園、こども園が「日本スポーツ振興センター」保険に加入している場合は、病院等でこども医療費受給者証を提示しないで受診し、こどもの学校等で同センターの保険申請を行ってください。

なお、同センターの助成を受けられなかった場合は、**2 医療費の払い戻し（償還払い）**を参考に、申請窓口で手続きを行ってください。

4 変更手続き 次の内容に変更が生じた場合は、市役所窓口で手続きを行ってください。

①受給者氏名 ②受給者・保護者住所 ③保護者氏名 ④加入する健康保険 ⑤その他（受給者が結婚・就職したときなど）

持ち物：こども医療費受給者証、印鑑（スタンプ印不可）、こどもの健康保険証

5 有効期限 受給者証に記載された期間です。ただし、次の場合は資格を失います。

①磐田市から転出した場合

②健康保険を脱退し、新たに健康保険に加入しない場合

※健康保険に新たに加入した場合は、下記**6 こども医療費受給者証の申請**を参考に申請してください。

6 こども医療費受給者証の申請

次に該当する場合は市役所窓口（下記＜問い合わせ先・申請窓口＞参照）で交付申請を行ってください。

①他市区町村より転入したとき ②こどもが生まれたとき ③健康保険に加入していないこどもが健康保険に加入したとき ④健康保険に加入しているこどもが三ヶ月を超える在留資格を取得したとき

※申請手続きを行わないと、こども医療費受給者証は発行できませんのでご注意ください。

持ち物：こどもの健康保険証、印鑑（スタンプ印不可）、外国籍の方はこどもの在留カード

7 公費負担医療（育成医療・小児慢性特定疾患・自立支援医療（精神通院医療）、肝炎治療特別促進事業）の受給資格がある時は？

育成医療等の公費負担医療受給者である証明を病院等へ提示し、一部負担金等を支払ってください。

こども医療費受給者証は提示しないでください。支払（診療）月の翌月以降に、**2 医療費の払い戻し（償還払い）**

を参考に申請窓口で支払った一部負担金についてこども医療費の助成申請を行ってください。

8 医療費が高額になった時は？ 同月内の医療費が高額療養費制度に該当した場合

こども医療費受給者証の助成を受けている場合→市が被保険者に代わり高額療養費の申請を行います。対象者には、市から委任状を送付しますので提出をお願いします。

こども医療費受給者証による助成を受けず、保険診療額自己負担額を支払っている場合 → ①加入している保険者へ高額療養費の申請を行う（詳細は加入保険者へお問い合わせください） → ②保険者から高額療養費支給決定通知が届く → ③**2 医療費の払い戻し（償還払い）**を参考に申請窓口でこども医療費の助成申請を行ってください

<問い合わせ先・申請窓口>

・磐田市 こども部 こども未来課

（磐田市総合健康福祉会館iプラザ3階）電話 0538-37-4896 Fax 0538-37-4631

・各支所 市民生活課 市民福祉グループ

福田支所 電話 0538-58-2374 Fax 0538-55-2110／竜洋支所 電話 0538-66-9109 Fax 0538-66-9120

豊田支所 電話 0538-36-3155 Fax 0538-34-2496／豊岡支所 電話 0539-63-0037 Fax 0539-63-0031

磐田市はジェネリック医薬品の普及促進に努めています。ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師・薬剤師にご相談ください。